

令和3年度第4回岡崎市障がい者自立支援協議会会議録

日時 令和3年12月21日(火)午後1時30分～午後3時30分

場所 友愛の家 多目的室

出席委員 加賀時男、三浦博幸、榊原琢也、高橋美絵、外山克之、田中幸一、杉浦桂子
塩沢美穂子、安井隆光、佐藤健哉、冨沢紀子、山田美佐子、西脇政則、種村圭司
杉木陽介、柴田光康、渡邊敬江

欠席委員 三浦宏太、高須理有子、荻野義昭

その他出席者 地域アドバイザー 大木基史

事務局 障がい福祉課長 青山潤子、同副課長 米津久美
同施策係長 畔柳直典、同主事 井上崇也、高桑未紗樹、角南仁美
同審査給付係長 酒井晃嗣
健康増進課こころの健康推進係長 西美緒香
障がい者基幹相談支援センター 中根由子

- 議題 (1) 地域生活支援拠点等の評価の検討について
(2) (仮称)岡崎市手と心でつなぐ手話言語条例(案)について
(3) その他
① ヘルプカード(案)について【個別支援専門部会】
② 日中サービス支援型共同生活援助見学会の開催結果について

議事要旨

1 開会

○事務局(障がい福祉課主任主査 畔柳)

ただ今から、令和3年度第4回岡崎市障がい者自立支援協議会を始めさせていただきます。
それでは、ここからの議事進行につきましては、加賀会長にお願いいたします。

○加賀会長

それでは、議事を進めさせていただきます。

欠席者は、三浦宏太委員、高須委員、荻野委員の3名で、委員20名中17名出席、定足数を満たしておりますので本障がい者自立支援協議会は成立します。

議事に入ります前に、議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で御異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、安井委員と種村委員にお願いします。

2 議題

○加賀会長

次第に従いまして、議題(1)「地域生活支援拠点等の評価の検討」について、障がい福祉課から説明をお願いします。

○事務局(障がい福祉課主事 高桑)

資料に基づき説明

○加賀会長

ただ今の説明に御意見・御質問等がありましたら、お伺いたします。

○佐藤委員

みあい特別支援学校の佐藤です。資料1の面的整備のところですが、岡崎市は平和学園と米山寮を持っていますので、虐待を受けていたりしてなかなか家に帰れないとか、親御さんが精神で療育が難しいとか、大変なお子さん達が本校に通っています。その二つの施設がありますので、この辺りの話を聞けるような形を面的整備で取っていただければと思います。

○事務局（障がい福祉課主任主査 畔柳）

今のお話ですと、拠点整備の中に今の二つの施設を入れたほうがいいのか、そういう二つの施設もしっかりフォローできるような形で拠点に入っている施設等が対応できるようにしていったほうがいいのか、どのような感じでしょうか。

○佐藤委員

どこかの機関で着実にその情報を得てくれていれば対応していただけると思いますので、その役割がどの施設になるのかは分かりませんが、よろしくお願いたしたいなと思います。

また、精神の病院に入っているお子さん等、いろいろな子がいますので、その辺りの情報をきちんと集めていただいて対応できるようにしていただきたいです。とても大変なことかと思いますが、一応学校としては知っている限りのことは伝えられるかと思いますが、卒業時には、そういう施設からのお子さんは家に帰さないでグループホーム等に移行させていく予定でいます。

学校からも要望を出しますし、情報を発信しますので、そういう機関がどこになるのかを明確にさせていただいて、お手伝いしていただければと思います。

○三浦副会長

愛恵協会の三浦です。地域生活支援拠点というところで、緊急時に相談支援を実施して施設等で受け入れるとあるけれど、通常は入れるところ、受けてくれるところがないから相談の人が長い時間大変な思いをしますが、岡崎市はかなりの相談支援事業所があります。

では、実際のところ施設で受ける場所はどこかといったときに、4箇所とありますが、先程佐藤先生が言われたような児童の2施設の名前が入っているのか、では、大人はどこの事業所かというのをしっかり明記したほうがいいのかではないでしょうか。

ちなみに、当法人の生活訓練事業所あいでは緊急時に受けていますし、ショートもたくさん受けています。そういうところの意見をしっかり聞いてあげて、皆にも知らせた上で、精神はここ、身体はここ、知的はここ、こどもはここというように、もう少し詳しくやらないといけません。まず始めは相談だから、相談だけ明記すればいいというわけじゃなくて、その相談の人もどこが得意でとか、どこならできるんだとか、そこら辺をしっかりと確認して、無ければ作る、あれば良くしていく必要があります。

ついでに言わせてもらおうと、私達はグループホームでも体験を受け入れています。ショートステイは困ったときというよりも、どちらかといえば、例えば地域生活でアパートに住んでいる人が本当は地域に支えられているけど、ときどき本人が疲れたときとかに精神の人はやっているんですけどね。そういった体験ができる事業所もあります。日頃から体験、慣らすとい

うのであれば、親の元にしかいなかった人が、まだすぐにグループホームやアパートには入れないけど体験してみましようというのは、みのりの家だけではなくて愛恵のあいやグループホームもやっています。当法人以外にもそういったところはあると思いますが、それを関係部署が知っているのでしょうか。そういったところをきちんと表示していくとか、そういうことが面的で作るときの大事なところじゃないですかね。

これをなぜ面的に作ったのかというと、一つの大きなところでやるといってもうちの法人では無理ですし、社会福祉協議会さんや事業団さんも無理で、では面的にとまります。地域だから、それぞれ大なり小なり得意不得意があっても、それを有効に使おうじゃないかという形です。それを具体的にしていくと、先程私が言ったようなところをもう少し意識していかなければいけないなと思います。

要するに、関係者がよく知っていないということがいけない。知っていきましようということをお伝えしたかったです。

○安井委員

株式会社 Loving Look の安井です。うちの場合だと、医療的ケアの方や重心の方と関わってはいるんですけど、医療的ケアがあることを認定されただけで障がい児とみなし、福祉サービスを使えるという形に国も制度を変えてきています。

この面の中には医療的ケアの方も入っているのかなとは思いますが、医療的ケアが入っているということは、障がい福祉サービスの前に医療のサービスが確実に入っていることを考えると、医療の部分等とどういう風に繋がっているのかということが評価項目等に入っていると嬉しいです。

特に自分達が関わっている方達だと、次の子を出産したいのでといって預け先に困るというように、親御さんが体調不良ではなく、次の家庭の設計のためにお母さんが入院しないといけないというケースもあります。こういう面がしっかりしていれば、次の出産に向けた家族設計等のサポートもできるかなと思いますので、その辺りも評価等に入ってくると嬉しいかなと思いますので、よろしく願います。

○事務局（障がい福祉課主任主査 畔柳）

ありがとうございます。評価項目につきましては、今後検討させていただく中で今いただいた御意見をしっかり受け止めて、評価項目等検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○加賀会長

つづきまして、議題(2)「(仮称)岡崎市手と心でつなぐ手話言語条例(案)」について、障がい福祉課から説明をお願いします。

○事務局（障がい福祉課主事 井上）

資料に基づき説明

○加賀会長

ただ今の説明に御質問等がありましたらお伺いいたします。

○高橋委員

岡崎自立生活センターぴあはうすの高橋です。今回、手話言語に限った条例になっていますが、愛知県ではコミュニケーション条例（手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例）という条例があります。手話だけではなくて言語障がいだとか、筆談だとか、文字通訳的なものだとか、いろいろなコミュニケーション支援の手段がある中で、手話だけなのかなということをおもったのですが、それは何かありますか。

○事務局（障がい福祉課主任主査 畔柳）

あくまで手話言語条例は手話が言語であるということの理解普及をするということを目的とした条例となっております。まずは手話言語条例の制定をさせていただいて、その後に障がい者の方のコミュニケーションの条例のほうを検討させていただきたいと思っております。まずは、手話は言語というコミュニケーション条例とは目的を異にしているところで、手話言語条例の制定のほうを進めさせていただいているところです。よろしくお願いいたします。

○高橋委員

手話だけではなくて、やはりいろいろなコミュニケーションがあるというところで、なるべく同じタイミングでそれができるといいなと思っています。

○杉木委員

公募委員の杉木です。今高橋委員が言われたことと、私も非常に同じ思いをしました。確かに、手話が言語であるということを知っていくことがこの条例の目的だということをお説明いただいて、それは理解しました。

しかし、それだけで上手くいくのでしょうか。手話を第一言語にされているろうの方がメインになってくると思うのですが、周りの人はどうするのか。手話が言語であるから、障がいのある人もない人も皆それを覚えなければいけないと、そういうようなことではないような気がします。

ですから、愛知県のほうはコミュニケーション手段の利用ということで、手話を第一言語とされる方も、例えば手話が分からない方と話をする場合は種村委員も今手話通訳を介されてやられていますけど、例えば文字を使うとか、他にもいろいろなコミュニケーションをろうの方も使われるのが多分現実じゃないかと思えます。

そう考えたときに、手話は言語であるということのみを知っていくだけで、はたして、ろうの方が困らない生活ができるだろうか。もう少し具体的なところに踏み込んでいくと、コミュニケーション手段のことで広げて考えておかなければ、絵に描いた餅のような形で、言語でしょうとはなるけれど、それ以上でも以下でもない。それってどうなのかなというのが意見として一つです。

もう一つは、愛知県のほうで「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」が出ていますが、それについて、岡崎市が手話言語条例として出すものの中で、どこかで触れておいていただいたほうが良いのではないかと思います。資料を見ているとそれが全然ありませんので、やはり触れておく必要があると思います。

例えば、資料の第7条(2)に「手話を学び、又は獲得する機会の提供に関する施策」と書かれています。では、手話を一体どこで学んでくるのかと単純に考えていった場合に、歴史的には

家族やろう者など、当事者の中で引き継がれていったというのが一つの手話学習の方法だったと思います。これは、どちらかというところでは施策ではないですね。

学習の場として一番大きいものとして聾学校が出てくるのではないかと思います、聾学校は残念ながら市の管轄ではなく県立ですね。そうなってくると、県の特別支援学校との関連が実際出てくるわけですから、やはり県との関係というのは意識してどこかに入れておく必要があると思います。

○事務局（障がい福祉課主任主査 畔柳）

御意見ありがとうございます。まず、市の条例となりますので、どこまで市の条例に県との関連性を記載できるのかというのはこの場ではお答えすることが難しいため、パブリックコメント等でいただいた意見等も踏まえた上で、検討させていただきたいと思います。

○杉木委員

もう一つすみません。文章がやたら長いですね。例えば、第1条は一つの文章で長く書いてありますが、何が言いたいのが主語と述語を見てもよく分かりにくいです。県もそういう傾向があるみたいですが、分かりやすく書いていただくためには、例えば先程説明がありましたが、「この条例は手話が言語であることへの理解を第一に目指すのだ」というくらいで切っていたほうが、やはり皆さん分かるのではないかと思いますので、そこはぜひ御検討、御工夫いただければ幸いです。

○加賀会長

ありがとうございます。なかなか、手話を言語とすることにどういう意味があるのかというのは、一般の人はなかなか分かりにくいこともあるかと思います。ですが、手話は言語だよという条例ができることに対しては、聴覚障がい者の方はやはり喜んでみえると思います。

今でもそうかもしれませんが、昔は本当に学校では口話と言って口の動き方でほとんどやっていて、手話を使っていなかったと聞いています。今は時期的にマスクをしていますので、口話を使わず聴覚の方が困っていることがあります、手話が主流になればよく分かるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

人によっていろいろな面が違うかと思いますが、事務局はまた検討をよろしくお願ひします。

○加賀会長

その他、「ヘルプカード（案）」について、高橋委員から報告をお願いします。

○高橋委員

個別支援専門部会からの報告とさせていただきます。

昨年度第5回及び今年度第1回の協議会でも少しお話させていただきましたが、個別支援専門部会では障がいのある方の緊急時の対応ということでヘルプカードの作成をしまして、その進捗の報告です。

12月19日（日）に岡崎市防災訓練があり、六ツ美北学区と連尺学区の二つの学区に、委員がヘルプカードを持って参加してきました。実際に住民の方にも見てもらって、内容の検討を進めています。

育成会さんも昨年度作られていて同じような内容が書いてありますが、個別支援専門部会で作成するものは施策として今後も続けて作成して、皆さんに展開していきたいと考えています。

明日の部会で振り返りを実施し、周知方法等を検討した上で提言として形をまとめ、今年度最後の自立支援協議会本会で施策提言させていただきたいと思いますので、報告までですが、よろしく申し上げます。

○加賀会長

ありがとうございました。私達障がい者にしましても、こういうものを持っていますと緊急時に見せることができ、とても良いものだと思います。この件について事務局は何かありますか。

○事務局（障がい福祉課主任主査 畔柳）

ヘルプカードを作ったところで、住民の方が知らないとなってしまうと思います。今回、個別支援専門部会でこのヘルプカードについて提言を予定していただいているところですので、提言を受けた形で、この活用という部分も含めて岡崎市としても考えていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○加賀会長

とても良いものだと思いますので、ぜひ作っていただきたいです。避難訓練に行っても、私のように目に見える障がいであれば分かりますが、内部障がいの方とか、目に見えにくい障がいの方だと本当に一見障がい者とは分からなくて、避難所の方も扱い方が分からない。こちらから自分は障がい者ですとはなかなか言いにくいものですし、もし事故があったときにもこの人はどういう障がいを持っているというのが分かってもらえるから、ぜひともこれを岡崎市で作っていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

その他、委員の皆様から御質問等がありましたらお伺いいたします。

○種村委員

岡崎市聴覚障害者福祉協会の種村です。ヘルプカードだけでなく、SOS カードを同じように作ることは考えていますか。例えば地震や大雨等の災害等のとき、身体障がい者でSOS カードを持っている人、持っていない人さまざまですので、それも含めて検討していただけると嬉しいです。

○事務局（障がい福祉課主任主査 畔柳）

今は作ることが検討に挙がっていないところですので、今御意見いただいた中でSOS カードの内容等も研究させていただいて、検討させていただければと思います。

○加賀会長

つづきまして、「日中サービス支援型共同生活援助見学会の開催結果」について、事務局から報告をお願いします。

○事務局（障がい福祉課主事 角南）

資料に基づき説明

○加賀会長

その他に委員の皆様、事務局からありますでしょうか。
本日の議題は全て終了しましたので、事務局にお返しします。

○事務局（障がい福祉課主任主査 畔柳）

加賀会長におかれましては議事進行等ありがとうございました。
次回の自立支援協議会は3月15日（火曜日）友愛の家多目的室で予定しております。
以上で、本日の日程は終了しました。第4回岡崎市障がい者自立支援協議会を閉会いたします。皆様、ありがとうございました。